

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目次

ページ

### 規 則

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規

則

○買受適格証明書交付規則の一部を改正する規則

### 告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出

○家畜伝染病の発生

○県営土地改良事業の換地処分

○保安林の指定（二件）

○保安林の指定の予定

○道路の区域変更

○道路の供用開始（二件）

○土地区画整理組合の事業計画変更の認可

### 公 告

○開発行為に関する工事の完了

### 企 業 局

○仙台港国際ビジネスサポートセンター管理規程の一部を改正する管理規程

### 選挙管理委員会

○政治団体の収支報告書の要旨の公表

### 公安委員会

### 発 行

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 規 則

- 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則
- 技能検定員及び教習指導員資格審査の実施
- 指定自動車教習所の指定の解除
- 運転免許取得者教育の認定の取消し
- 指定講習機関が行う特定講習の廃止

### 正 誤

○宮城県公報第二三三八号中

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和三十八年宮城県規則第八十六号）の一部

を次のように改正する。

第七条第一項中「第七条第四項（法第十二条第六項及び第十四条第三項において準用する場合を含む。）又は」を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

買受適格証明書交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六号

買受適格証明書交付規則の一部を改正する規則

買受適格証明書交付規則（平成十三年宮城県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条第一項及び」を削る。

第二条第二項中「よる申請をしようとする者は、」を「より証明書の交付を申請しようとする者は、買受適格証明願（別記様式）」に改め、「農地法第三条第一項の知事の許可を必要とする農地等に

に係る証明書の申請にあつては様式第一号、同法第五条第一項の知事の許可を必要とする農地等に係

る証明書の申請にあつては様式第二号の買受適格証明書を」を削る。  
様式第一号を削り、様式第二号を別記様式とする。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第二百五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年三月十六日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 日本水圏緑化計画  
代表者の氏名 高橋 敏行  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 主たる事務所の所在地 仙台市泉区松陵四丁目三十六番地の五

二 定款に記載された目的 海洋国家日本の水圏環境汚染は大きく環境破壊し、生物多様性の破壊、併せて関係産業の衰退は私たちに顕著に其れを訴えている。係る重大

事象の改善に私たちは水圏環境全域を対象として水圏緑化を特化致しました、即ち緑化効果及び其の効用は概して以下と云え、以つて私たちの活動及び目的とするものです。①生物多様性の保全②生態系の回復③水質浄化④水底浄化⑤磯焼け改善⑥赤潮青潮改善⑦再生可能エネルギー⑧原料の生産⑨大気汚染の改善⑩水圏関連産業の活性化⑪新規事業の創出⑫雇用の創出⑬技術開発改良及び啓蒙活動及び実践活動、他。

四 申請のあつた年月日 平成二十四年二月十七日

○宮城県告示第二百六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十四年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四二一五〇〇六九	パステルあやめ	生活介護	社会福祉法人	平成二十四年

○四二一五〇〇二〇〇	山崎市古川小野字嵐山一・十二	型 就労継続支援B	大崎誠心会	四月一日
○四二一三〇〇〇二二	工房バルコ 大崎市古川南町三丁目四・三十四	型 就労移行支援 就労継続支援B	社会福祉法人 大崎誠心会	平成二十四年 四月一日
○四二二四〇〇〇九五	伊具郡丸森町大内青葉上五十四・一	型 就労移行支援 就労継続支援B	社会福祉法人 はらから福祉会	平成二十四年 四月一日
	えいむ巨理 巨理郡巨理町吉田字宮前十三・一	型 就労移行支援 就労継続支援B	社会福祉法人 はらから福祉会	平成二十四年 四月一日

○宮城県告示第二百七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十四年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	設置者名	事業所の名称及び所在地	変更年月日
○四二一五〇〇七四三	株式会社ウイング	ウイングル仙台泉センター 仙台市泉区高森二・一・四十二世紀プラザ研究センター三F	平成二十四年 二月二十七日
		変更後 ウイングル仙台泉センター 仙台市泉区中央一・七・一スウイング五F	

○宮城県告示第二百八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があつた。

平成二十四年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 家畜伝染病の種類
- ヨ一ネ病
- 二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生場所又は区域

栗原市

五 発生年月日

平成二十四年三月五日

六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第二百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十四年三月十六日

一 処分を行った地区の名称

栗原地区

二 処分の年月日

平成二十四年三月九日

○宮城県告示第二百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月十六日

一 保安林の所在場所

名取市下増田字屋敷二二八の一（次の図に示す部分に限る。）、二二八の二五

二 指定の目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び名取市役所に備え置いて縦覧に供する。（）

○宮城県告示第二百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月十六日

一 保安林の所在場所

巨理郡山元町山寺字須賀一の一三（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。（）

○宮城県告示第二百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年三月十六日

一 保安林予定森林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 指定の目的  
巨理郡巨理町逢隈鹿島字宮前五八の一、五八の二、五九、六三の一  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び巨理町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日

- 一 道路の種類 県道 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 道路名 鹿島台鳴瀬線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	後	五〇・五	四・五	一、一三六・〇
大崎市鹿島台木間塚字鎌巻無番地先から 同市鹿島台木間塚字鎌巻無番地先まで	四・五	一〇・五	九・五	一、一三六・〇

○宮城県告示第二百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	仙台松島線	宮城県利府町春日字金鑄神一三番一地从先から 同町赤沼字向田九番一地从先まで	平成二十四年 三月十六日

○宮城県告示第二百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	鹿島台鳴瀬線	大崎市鹿島台木間塚字鎌巻無番地先から 同市鹿島台木間塚字鎌巻無番地先まで	平成二十四年 三月十九日
県道	鹿島台鳴瀬線	大崎市鹿島台木間塚字鎌巻無番地先から 同市鹿島台木間塚字鎌巻無番地先まで	平成二十四年 三月十九日

○宮城県告示第二百十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十四年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称 大和町大和インター周辺土地区画整理組合
- 二 事務所所在地 黒川郡大和町落合舞野字大横手二十三番地一

三 設立認可の年月日  
平成十年一月二十九日  
変更認可の年月日  
平成二十四年三月九日

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十四年三月十六日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
多賀城市山王字山王四区百八十五番一の一部及  
び百八十五番四の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

多賀城市山王字西山王八番地  
熊谷 俊彦

企 業 局

仙台港国際ビジネスサポートセンター管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。  
平成二十四年三月十六日

宮城県公営企業管理者 伊 藤 直 司

○宮城県企業局管理規程第一号

仙台港国際ビジネスサポートセンター管理規程の一部を改正する管理規程

を次のように改正する。

第四条第二項中、「及び企業概要書（様式第二号）」を、「企業概要書（様式第三号）及び暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式第四号）」に改める。

第八条第三項中、「（様式第四号）」を、「（様式第五号）」に改める。

第九条の二第三項中、「（様式第四号の二）」を、「（様式第六号）」に改める。

第十条第二項中、「（様式第五号）」を、「（様式第七号）」に改める。

第十六条中、「（様式第六号）」を、「（様式第八号）」に改める。

第十八条第一項中、「（様式第七号）」を、「（様式第九号）」に改める。

第十九条中、「（様式第八号）」を、「（様式第十号）」に改める。

第二十五条第二項中、「（様式第九号）」を、「（様式第十一号）」に改める。  
第三十条第二項中、「（様式第十号）」を、「（様式第十二号）」に改める。  
第三十一条第三項中、「（様式第十一号）」を、「（様式第十三号）」に改める。  
第三十三条第三項中、「（様式第十二号）」を、「（様式第十四号）」に改める。

様式第一号中「及び役員名簿」を削ぐ。

「 ⑥ 決算関連書類（3か年分）：貸借対照表、損益計算書

提出部課名：  
提出者氏名：  
連絡 先：

を

「 ⑥ 決算関連書類（3か年分）：貸借対照表、損益計算書

（7） 暴力団等に該当しない旨の誓約書

提出部課名：  
提出者氏名：  
連絡 先：

に改める。

様式第十二号を様式第十四号とし、様式第五号から様式第十一号までを二様式ずつ繰り下げ、様式第四号の二を様式第六号とし、様式第四号を様式第五号とし、様式第三号の次に次の二様式を加える。

様式第4号(第4条関係)

暴力団等に該当しない旨の誓約書

申請者、申請者の役員又は申請者の法定代理人は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙「役員等名簿」により提出する当方の個人情報や警察に提供することについて同意します。

記

- 1 暴力団又は暴力団員等(暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- 2 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどする者
- 3 暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与する者
- 4 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと取引したり、又は不当に利用するなどする者
- 5 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 6 次に掲げる行為をする者(第三者を利用してする場合を含む。)

- (1) 暴力的な要求
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求
- (3) 契約の履行又は使用許可物件の使用に際しての脅迫的な言動又は暴力
- (4) 偽計又は威力を用いての員職員等の業務の妨害
- (5) (1)から(4)までに掲げる行為に準ずる行為

備考 この誓約書において、役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

宮城県公営企業管理者 殿

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は社名及び代表者名

⑩

別紙

役員等名簿

年 月 日

役職	(ふりがな)氏名	性別	住所	生年月日

(注) 当名簿に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

附 則  
( 施 行 期 日 等 )  
1 この管理規程は、平成二十四年三月十六日から施行し、改正後の第四条第一項の規定は、この管理規程の施行の日以後に仙台港国際ビジネスサポートセンター管理規程第三条第二項に規定する貸室等を賃借しようとする者について適用する。  
( 経 過 措 置 )  
2 改正前の仙台港国際ビジネスサポートセンター管理規程の規定による諸様式で取扱い上善しく支障のないものについては、当分の間、改正後の仙台港国際ビジネスサポートセンター管理規程の規定によるものとみなす。

選 挙 管 理 委 員 会

○宮選挙告示第二十七号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十一条第一項の規定により、政治団体から平成二十二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。  
なお、東日本大震災により、会計帳簿等関係書類の全部又は一部を滅失又は紛失等したため、収支報告書の内容を完全に記載できなかった政治団体は、仙塩県政政策研究会及び柏佑整後援会の二団体に限る。  
平成二十四年三月十六日

宮城県選挙管理委員会  
委 員 長 佐 藤 健 一

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

( 資 金 管 理 団 体 )  
坂下康子後援会  
資金管理団体の届出をした者の氏名 坂下 康子  
資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員  
報告年月日 23. 11. 24  
1 収入総額 3,140,390  
 前年繰越額 3,140,390  
2 支出総額 0  
仙塩県政政策研究会

資金管理団体の届出をした者の氏名 柏 佑 整  
資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員  
報告年月日 23. 12. 9  
1 収入総額 2,313,733  
 前年繰越額 1,553,733  
 本年収入額 760,000  
2 支出総額 1,453,112  
3 本年収入の内訳  
 寄附 760,000  
 個人分 180,000  
 政治団体分 580,000  
4 支出の内訳  
 経常経費 401,098  
 備品・消耗品費 401,098  
 政治活動費 1,052,014  
 組織活動費 428,474  
 その他の経費 623,540  
5 寄附の内訳  
 ( 個人分 )  
 佐々木 一夫 180,000 仙台市青葉区  
 ( 政治団体分 )  
 自由民主党宮城県支部連合会 320,000 仙台市青葉区  
 ふるさと宮城21 200,000 仙台市青葉区  
 年間五万円以下のもの 60,000  
 中村いさお後援会  
 資金管理団体の届出をした者の氏名 中村 功  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員  
 報告年月日 23. 10. 4  
 1 収入総額 4,404,215  
 前年繰越額 304,128  
 本年収入額 4,100,087





1 収入総額	0	前年繰越額	3,514
2 支出総額	0	2 支出総額	0
大山巖を上げます会		馬場久雄後援会	
報告年月日 23. 12. 28		報告年月日 23. 10. 28	
1 収入総額	0	1 収入総額	0
2 支出総額	0	2 支出総額	0
柏佑整後援会		水戸よしひろ後援会	
報告年月日 23. 12. 9		報告年月日 23. 12. 26	
1 収入総額	493,647	1 収入総額	46,677
前年繰越額	493,647	前年繰越額	46,677
2 支出総額	269,668	2 支出総額	10,845
3 支出の内訳		3 支出の内訳	
経常経費	56,023	政治活動費	10,845
備品・消耗品費	56,023	その他の経費	10,845
政治活動費	213,645	森山ゆきてる後援会	
その他の経費	213,645	報告年月日 23. 11. 25	
菅原健後援会		1 収入総額	700,000
報告年月日 23. 10. 7		本年収入額	700,000
1 収入総額	2,056,232	2 支出総額	700,000
前年繰越額	1,956,232	3 本年収入の内訳	
本年収入額	100,000	寄附	700,000
2 支出総額	0	政治団体分	700,000
3 本年収入の内訳		4 支出の内訳	
寄附	100,000	経常経費	700,000
政治団体分	100,000	光熱水費	128,640
(政治団体分)		備品・消耗品費	266,500
自由民主党仙台市支部連合会	100,000	事務所費	304,860
丹野まさよし後援会(丹野まさよしとがんぱり隊)		5 寄附の内訳	
報告年月日 23. 12. 2		(政治団体分)	
1 収入総額	3,514	夢，創造の会	700,000
		石巻市	

# 公安委員会

○宮城県公安委員会規則第1号

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月16日

宮城県公安委員長 檜山 公夫

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項の表中

捜査第二課	告訴事件指導官	捜査第二課長の命を受け、理し、捜査第二課長の指掌にすること。ただし、その事務を掌理し、長を補佐する。
-------	---------	--

を

捜査第二課	告訴事件指導官	捜査第二課長の命を受け、理し、捜査第二課長の指掌にすること。ただし、その事務を掌理し、長を補佐する。
捜査第二課	特別捜査指導官	捜査第二課長の命を受け、重要知能犯罪の捜査に関する事務を掌理し、長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、長を補佐する。

に改

める。

附 則

この規則は、平成24年3月26日から施行する。

○宮城県公安委員会告示第39号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成24年3月16日

宮城県公安委員長 檜山 公夫

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
---------	---------	---------

新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者

現に技能検定員、教習指導員である者が普通自動車二輪車免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者

新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で平成23年、24年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の一部科目が免除となる者

自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成24年3月19日（月）から平成24年4月20日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

平成24年3月19日（月）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他  
 詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせること。  
 問い合わせ先の電話番号 022 - 373 - 3601（内線221，222）  
 ○宮城県公安委員会告示第40号  
 道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条第1項の規定に基づき指定していた、次の指定自動車  
 教習所の指定を解除した。  
 平成24年3月16日

宮城県公安委員会委員長 檜山 公夫

名称等	名称及び住所並びに代表者の氏名	指定番号	指定していた免許の種類	指定を解除した年月日
1	多賀城北日本自動車学院 多賀城市宮内1丁目16番10号 浅井 美子	13	中型自動車免許 普通自動車免許 大型特殊自動車免許 牽引免許	平成24年 3月7日
2	常盤山元自動車学校 亘理郡山元町坂元字新代28番 地 佐 重 光	47	普通自動車免許 普通自動車二輪車免許	平成24年 3月10日

2 指定を解除した理由  
 自動車教習所の廃止  
 ○宮城県公安委員会告示第41号  
 次の者は、自動車教習所の廃止により、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第  
 1項第1号及び第2号に適合しなくなったため、同条第5項の規定により運転免許取得者教育の認定  
 を取り消したので、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）  
 第12条の規定により告示する。  
 平成24年3月16日

宮城県公安委員会委員長 檜山 公夫

名称及び住所並びに代表者の氏名	運転免許取得者教育に使用する施設 の名称及び所在地	取り消した教育の課程及び名称	指定を取り消した年月日
		運転免許取得者教育の認定に関する規則第1条第1項第1号から第6号及び第8号の課程	

多賀城北日本自動車学院 多賀城市宮内1丁目16番 10号 浅井 美子	多賀城北日本自動車学院 多賀城市宮内1丁目16番 10号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中型自動車等運転免許取得者教育</li> <li>・普通自動車二輪車運転免許取得者教育</li> <li>・運転免許取得者教育（高齢者講習同等待）</li> <li>・運転免許取得者教育（地域特性に配慮した運転）</li> <li>・運転免許取得者教育（更新時講習同等待）</li> <li>・運転に関する技能及び知識を習熟しよとする教育</li> </ul>	平成24年 3月7日
---	------------------------------------	--	---------------

常盤山元自動車学校 亘理郡山元町坂元字新代 28番地 佐 重 光	常盤山元自動車学校 亘理郡山元町坂元字新代 28番地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許取得者教育の認定に関する規則第1条第1項第1号、第4号、第7号及び第8号の課程</li> <li>・普通自動車運転免許取得者に対する安全運転講習</li> <li>・普通自動車二輪車運転免許取得者に対する安全運転講習</li> <li>・高齢者講習</li> <li>・普通自動車二輪車の二人乗りに関する安全運転講習</li> <li>・運転免許取得者企業教育に対する安全運転講習</li> </ul>	平成24年 3月10日
---	----------------------------------	---	----------------

○宮城県公安委員会告示第42号  
 次の指定講習機関は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の10の規定により、指定講習  
 機関に関する規則（平成24年5月16日国家公安委員会規則第1号）第14条第1項の規定に基づき特定  
 講習の廃止申請がなされ、これを許可したので、同規則第14条第2項の規定により告示する。  
 平成24年3月16日

宮城県公安委員会委員長 檜山 公夫

名称及び住所並びに代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	廃止許可に係る特定講習の種類	許可年月日

多賀城北日本自動車学院  
多賀城市宮内1丁目16番  
10号 井 美 子

多賀城北日本自動車学院  
多賀城市宮内1丁目16番  
10号

道路交通法第108条  
の2第10号に規定  
する初心運転者講習

平成24年  
3月7日

正 誤

○宮城県公報第一三三八号(平成二十四年三月九日付け)中

ページ

上 段

行  
後ろか  
ら九

正

東北歴史博物館協議会資料収集専  
門部会委員

誤

東北歴史博物館協議会資料収集専  
門部会委員